

機械・電気設備工事標準仕様書

令和6年4月

(令和7年4月一部改定)

(令和8年4月一部改定)

(令和8年5月一部改定)

 東京都水道局

赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、サルモネラ及び腸管出血性大腸菌感染症（0-157を含む。）の病原体の保有の有無について検査する。ただし、コレラ、急性灰白髄炎（ポリオ）、A 型肝炎、E 型肝炎、アメーバ赤痢、クリプトスポリジウム症、泉熱、感染性胃腸炎（ノロウイルスを含む。）等の感染症（病原体がし尿に排出されるものに限る。）が流行した場合又はこれらの病原体を保有する疑いのある者がいる場合は、監督員の指示によりこれらの病原体についても検査する。

ウ 健康診断（細菌検査）対象作業従事者一覧の提出

1.3.8(2)アに該当する作業従事者については、作業従事者健康診断書と健康診断（細菌検査）対象作業従事者一覧を監督員に提出する。

なお、検査対象者を追加する場合は、速やかに監督員に提出する。

エ 検査の実施時期

現場作業を開始する直前に第 1 回目を行い、その後はおおむね 1 年ごとに行う。ただし、イに掲げる感染症が流行し、又は病原体の保有の疑いがある者がいる場合は、監督員の指示により随時行う。

なお、契約締結後、直ちに現場作業が開始される工事で、現場作業開始前に検査が実施できない場合は、監督員に報告し、その指示に従う。

オ 検査結果の提出

検査結果は、現場代理人等を通じて、速やかに監督員に提出する。

- (3) 水道法施行規則第 16 条第 4 項の規定により同条第 1 項の健康診断に相当する健康診断（以下「受注者実施健康診断」という。）については、同条第 1 項の健康診断と見なすものとする。

この場合、(2) の検査を受検させる前に、受注者実施健康診断の検査結果を監督員に提出することで、(2) の検査の受検を要しない。

- (4) 次の者を稼働中の水道施設で作業させてはならない。

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づいて就業を制限される者

イ アに掲げる法律で病原体に汚染された場所の消毒が必要となる感染症の患者及び無症状病原体保有者（アに該当する者を除く。）

ウ アに掲げる法律に定める感染症のうち、病原体がし尿に排出されるクリプトスポリジウム症等の患者及び無症状病原体保有者（ア又はイに該当する者を除く。）

- (5) 前項に掲げる者に該当する疑いのある者及び(2)の検査で病原体の保有が確認された者（前項に該当する者は除く。）については、監督員と協議し、必要により稼働中の水道施設での作業の範囲を制限する。

1.3.9 施工日時

- (1) 休日等は、原則として作業を行わない。

また、作業は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに行うものとし、それ以外の時間は、原則として作業を行わない。

ただし、以下の場合はこの限りではない。

ア 特記に施工日時が定められている場合

イ あらかじめ監督員の了承を得た後、理由等を監督員へ連絡（口頭は除く。）した場合

なお、国道、都道等の公道上で施工する場合は、理由等を記載した週間工程表を監督員に提出する。

- (2) 設計図書に施工日時が定められている場合で、その日時を変更する必要がある場合は、あ